



教職員の子育て応援 最新情報

第10号 R6.7.8

<はじめに>

女性教職員の活躍促進と子育てを応援する取組の一つとして、『教職員の子育て応援 最新情報』を作成し、教職員の活躍に関する情報や育児支援に関する情報を定期的に発信しています！

子育て中の教職員はもちろん、バックアップする上司や同僚の方たちも、情報を共有し仕事や生活に役立ててください！

育児休業中の教職員への情報提供も忘れずをお願いします。

「愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム」のお知らせ

- 「愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラム」は、法律※に基づき、女性教職員の活躍を応援し、子どもたちが健やかに生まれ育てられる、また、家族の介護なども含めた仕事と家庭の両立を支援する環境整備についての特定事業主行動計画です。2021年3月に新たに策定されました。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法

- 愛知県立公立学校(名古屋市立を除く。)教職員の女性活躍促進・子育て応援プログラムに掲げられている目標数値について、令和5年度の実績数値に更新しました。

項目	5年度実績	目標数値
男性教職員の育児休業の取得率	女活法 28.3% 次世代 29.9%	50%
男性教職員の育児に係る休暇等の取得率	女活法 56.7% 次世代 94.4%	100%
女性教職員の育児休業の取得率	女活法 92.5% 次世代 97.6%	100%
年次休暇の平均取得日数	15.8日	14日



〈男性教職員の育児を応援します〉

産後パパ育休

令和4年度に取得回数制限が緩和されました。



- 男性教職員が、子の出生の日から57日以内に取得する育児休業を、特に「産後パパ育休」と呼びます。
- 妻が産後の出産休暇を取得中であっても産後パパ育休を取得することができます。
- 原則2回取得することができます。さらに、その後特別な事情がなくても、育児休業を別途2回取得することができます。

育児参加休暇

令和4年度に対象期間が拡大されました。

- 休暇を取得できる期間が、産前及び産後の期間を通じ16週間以内の期間だったのを、出産予定日前8週間目に当たる日から出産の日以後1年を経過するまでの間に対象期間が拡大されました。
- 上記対象期間の場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合に使用できます。

〈出生支援のための休暇を紹介します〉

出生サポート休暇

不妊治療と仕事の両立のため令和3年度に新設されました。

- 出生サポート休暇の対象となる「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等を指します。
- 休暇の期間は原則5日ですが、体外受精又は顕微授精を受ける時点から休暇の期間は10日の範囲内となります。
- 男性教職員・女性教職員ともに対象です。

